

令和2年2月14日

飯塚市監査委員 篠崎 充 俊

飯塚市監査委員 城丸 秀 高

地方自治法の規定に基づき指定管理者の監査を実施したので、飯塚市監査規程第22条第2項の規定により、その結果を公表します。

#### 1 監査の対象、期間及び指摘事項件数

対象施設	飯塚市新産業創出支援センター		
対象部局・管理者	指摘事項件数	監査実施期間	
経済部産学振興課	4	令和元年12月2日 ～	
株式会社 福岡ソフトウェアセンター	4	令和2年1月31日まで	

#### 2 監査の範囲

平成30年度の指定管理者の業務に関する財務及びその他の事務の執行状況、施設等の管理状況について

#### 3 監査の方法

「飯塚市新産業創出支援センター」が設置の目的に沿って適切かつ効果的に管理され、財務事務が適正に処理されているかを主眼として、関係書類を抽出等により調査するとともに、現地調査や関係職員からの説明を聴取するなどの方法により、監査を実施しました。

#### 4 監査の結果

今回の監査においては、施設の管理、会計経理及び事業報告が、協定書等に基づき適正かつ効率的に行われているかに留意して実施しました。

その結果、「飯塚市新産業創出支援センター」における公の施設の管理に係る財務その他の事務は、概ね適正に執行されていることが認められました。今後とも、指定管理協定書等に基づく、適正な事務処理と事業の公益性のために、より一層努力されることを望みます。

なお、平成 30 年度事務執行の一部で、直ちに是正及び改善を要する事項がありましたので、下記のとおり文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正な処理を行うよう求めました。

検 討 改 善 事 項
<b>産学振興課【局長指摘事項】</b>
<p><b>1 使用料等の徴収について</b></p> <p>飯塚市新産業創出支援センター指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）において、指定管理者は利用者から使用料及び電気使用料（以下「使用料等」という。）を徴収し、市または電力供給事業者に納入することとされている。</p> <p>育成支援室 A203 1 月分の使用料等 23,277 円について、銀行口座に入金の記録がなく、確認したところ、指定管理者の自社口座へ入金されており、固有口座への振替処理がなされていなかった。</p> <p>使用料等の徴収は、指定管理者が行う業務の中でも、最も重要な業務の 1 つであり、仕様書では、使用料等の徴収時期及び徴収方法について、市の承諾を得て、指定管理者において定めることとされている。</p> <p>しかしながら、指定管理者は徴収についてのマニュアル等を整備しておらず、使用料等の納付の確認も適切に行っていなかった。</p> <p>また、施設に設置された自動販売機に係る電気使用料については、毎月、設置業者に実費を請求しているが、4 月分 725 円については、銀行口座に入金記録がなく、領収が確認できなかった。</p> <p>指定管理者は、使用料等の徴収について、適正に業務を行うとともに、所管課は、納付状況等を適宜確認すること。</p>
<p><b>2 銀行口座の管理について</b></p> <p>飯塚市新産業創出支援センターの管理に関する基本協定書（以下「協定書」という。）第 34 条で、指定管理者は本業務に固有の銀行口座を開設するように定められている。</p> <p>指定管理者は固有の口座を開設しているものの、使用料等収入及び一部支出についてのみ当該口座で管理し、指定管理料及び人件費等に係る支出等については、自社口座で管理していた。</p> <p>また、年度末には約 480 万円の残高があり、本業務固有の口座というには疑義がある。</p> <p>指定管理者に専用口座による管理を求めるのは、指定管理業務の執行において、自社の他の業務と区別することで、収支の状況を明確にするためである。所管課においては今後、指定管理者が協定書に沿って、本業務に係る資金管理を適切に行うよう指導すること。</p>

### 3 提出書類について

#### (1) 事業計画書について

指定管理者は、協定書第 20 号及び仕様書において、翌年度の事業計画を提出することとされているが、提出日が記載されておらず、市も受理した際の文書処理を適切に行っていなかったため、いつ提出されたものか不明である。

計画には、コピー機の料金徴収について、業務として記載されているが、現在、利用者へのコピーサービスは行っておらず、所管課は計画書の内容を精査していない。

また、再委託としている定期清掃についても、仕様書では年 3 回、計画では年 6 回、報告では年 3 回実施されており、このことについて、所管課の意見等はなく、公の施設が適切に管理されているのか疑義がある。

なお、事業計画の提出期限については、協定書では 9 月、仕様書では 10 月とされており、整合性がとれない。

所管課は、内容について精査し、適正な計画書となるよう、適宜、指定管理者に指導すること。

#### (2) 事業報告書について

事業計画書「(1) 基本方針」には、施設の管理として、利用者数の増大を図ることが掲げられているが、「(2) 業務名及び実施時期」にはそれに関連する業務の記載がなく、報告も行われていない。

また、仕様書では、「7 業務従事者の研修」として各種研修を実施するように定められているが、報告がなく、所管課も実施の確認を行っていなかった。

事業報告書については、決算書と合わせて、指定管理業務が適切に行われているかを証明する資料であることから、所管課においては、内容を精査し、実施確認を怠らないこと。また、必要な報告については、適切に行うよう、指定管理者に指導すること。

#### (3) 利用者に提出を求める文書について

飯塚市新産業創出支援センター条例施行規則（以下「規則」という。）第 5 条によれば、利用許可の期間の延長を受けようとする利用者は、許可の期間の満了する 3 月前までに利用期間延長申請書を市長に提出しなければならないと定めている。しかしながら、平成 31 年 1 月 31 日に期間が満了する許可の延長について、平成 30 年 12 月 28 日に当該申請書が提出されていた。

また、規則第 18 条によれば、利用者は、利用の許可の満了前に入居施設の利用を中止しようとするときは、当該利用の中止する 3 月前までに利用中止届を指定管理者に提出しなければならないと定めているが、平成 30 年 8 月 16 日に利用を中止したものについて、平成 30 年 8 月 10 日に利用中止届が提出されていた。

入退去の届出については、規則で定めた期限までに利用者が届出を提出するよう、指定管理者は利用者に説明、指導すべきであり、所管課においても、規則の遵守について、指定管理者を指導すること。

### 4 委託契約に係る事務処理について

指定管理者から提出された管理業務の再委託承認願いに示された業務 8 件について契約書等を確認したところ、契約書（請書）のないもの、点

検、作業報告書のないものがあった。

指定管理者に確認したところ、目視により、業務の完了を確認しているとのことであるが、契約書及び報告書は、委託内容、点検時注意事項、業務実施状況等を記した重要な書類であり、業務管理上一定期間の保管を必要とするものである。

所管課においては、指定管理者が委託業務における適正な事務処理を行うよう指導すること。

## 飯塚市新産業創出支援センター【局長指摘事項】

### 1 使用料等の徴収について

飯塚市新産業創出支援センター指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）において、指定管理者は利用者から使用料及び電気使用料（以下「使用料等」という。）を徴収し、市または電力供給事業者に納入することとされています。

育成支援室A203 1月分の使用料等 23,277 円について、銀行口座に入金の記録がなく、確認したところ、指定管理者の自社口座へ入金されており、固有口座への振替処理がなされていませんでした。

使用料等の徴収は、指定管理者が行う業務の中でも、最も重要な業務の1つであり、仕様書では、使用料等の徴収時期及び徴収方法について、市の承諾を得て、指定管理者において定めることとされています。

しかしながら、指定管理者は徴収についてのマニュアル等を整備しておらず、使用料等の納付の確認も適切に行っていませんでした。

また、施設に設置された自動販売機に係る電気使用料については、毎月、設置業者に実費を請求していますが、4月分 725 円については、銀行口座に入金記録がなく、領収が確認できませんでした。

指定管理者は、使用料等の徴収について、適正に業務を行うよう努めてください。

### 2 銀行口座の管理について

飯塚市新産業創出支援センターの管理に関する基本協定書（以下「協定書」という。）第 34 条で、指定管理者は本業務に固有の銀行口座を開設するように定められています。

指定管理者は固有の口座を開設しているものの、使用料等収入及び一部支出についてのみ当該口座で管理し、指定管理料及び人件費等に係る支出等については、自社口座で管理していました。

また、年度末には約 480 万円の残高があり、本業務固有の口座というには疑義があります。

指定管理者に専用口座による管理を求めるのは、指定管理業務の執行において、自社の他の業務と区別することで、収支の状況を明確にするためです。今後は、協定書に沿って、本業務に係る資金管理を適切に行うよう努めてください。

### 3 提出書類について

#### (1) 事業計画書について

指定管理者は、協定書第 20 号及び仕様書において、翌年度の事業計画を提出することとされていますが、提出日が記載されておらず、いつ提出されたものか確認できませんでした。

計画には、コピー機の料金徴収について、業務として記載されていますが、現在、利用者へのコピーサービスは行ってないとのことでした。

また、再委託としている定期清掃について、仕様書では年 3 回、計画では年 6 回、報告では年 3 回実施とされており、整合性がとれません。

内容について精査し、適正な計画書を提出してください。

#### (2) 事業報告書について

事業計画書「(1) 基本方針」には、施設の管理として、利用者数の増大を図ることが掲げられていますが、「(2) 業務名及び実施時期」にはそれに関連する業務の記載がなく、報告も行われていません。

また、仕様書では、「7 業務従事者の研修」として各種研修を実施するように定めていますが、報告を行っていませんでした。

事業報告書については、決算書と合わせて、指定管理業務が適切に行われているかを証明する資料であることから、内容を確認し、報告を行ってください。

#### (3) 利用者に提出を求める文書について

飯塚市新産業創出支援センター条例施行規則（以下「規則」という。）第 5 条によれば、利用許可の期間の延長を受けようとする利用者は、許可の期間の満了する 3 月前までに利用期間延長申請書を市長に提出しなければならないと定めています。しかしながら、平成 31 年 1 月 31 日に期間が満了する許可の延長について、平成 30 年 12 月 28 日に当該申請書が提出されていました。

また、規則第 18 条によれば、利用者は、利用の許可の満了前に入居施設の利用を中止しようとするときは、当該利用の中止する 3 月前までに利用中止届を指定管理者に提出しなければならないと定めています。平成 30 年 8 月 16 日に利用を中止したものについて、平成 30 年 8 月 10 日に利用中止届が提出されていました。

入退去の届出については、規則で定めた期限までに利用者が届出を提出するよう、指定管理者は利用者に説明、指導すべきものと思料します。今後は、適切な事務処理を行うよう努めてください。

### 4 委託契約に係る事務処理について

指定管理者から提出された管理業務の再委託承認願いに示された業務 8 件について契約書等を確認したところ、契約書（請書）のないもの、点検、作業報告書のないものがありました。

指定管理者に確認したところ、目視により、業務の完了を確認しているとのことですが、契約書及び報告書は、委託内容、点検時注意事項、業務実施状況等を記した重要な書類であり、業務管理上一定期間の保管を必要とするものです。

委託業務における適正な事務処理を行ってください。